

月形町環境衛生対策事業補助金をご活用ください！

【平成27年度】

4月よりごみの分け方・出し方や料金も変更になりましたが、みなさんのご協力により順調に分別が進んでおりますことに感謝申し上げます。特に包装容器のプラスチック類や紙類などの資源ごみは、手間のかかる部分もあることと思いますが、きれいな状態で分別し出しているおかげで、衛生センターでの再資源化作業の負担も軽減されているところです。また、資源ごみの量も以前に比べ順調に増えており、みなさんの再資源化への意識の高さが伺えるとともに、町全体のごみの減量化に繋がっていることは、環境にとっても町の財政にとってもとても喜ばしいことです。

このような中、次のとおり補助金の募集を行いますので、更なるごみの減量化や再資源化に向けて、補助金のご活用をご検討ください。



電動生ごみ処理機

【生ごみ処理機器設置事業】

家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化のため、電動式生ごみ処理機をご家庭に設置する事業です。

【補助要件】

対象者	要件	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内に住所を有し、かつ居住する者 ■ 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていないこと。 ■ 使用状況の調査に協力できること。 ■ 町税等を滞納していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乾燥式又はバイオ式のいずれかの方法により処理する室内及び室外で使用可能なもの。 ■ 1世帯につき1台まで 	2/3以内	50,000円 (1台につき)

【申請手続き】

- (1) 購入する前に事前に補助金の申請を行う必要があります。
- (2) 登録販売店で購入する必要があります。[登録販売店(5/1現在): (有)香西電気商会]
- (3) 次のものを持参のうえ、役場住民課生活環境係で補助金の申請手続きを行ってください。
 - ① 印鑑
 - ② 登録販売店からの見積書
 - ③ 商品のカタログ
- (4) 年度内(3月末)に納品できるものが対象になります。予算の範囲で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。



生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)

【生ごみ処理機器設置事業】

家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化のため、生ごみ堆肥化容器を家庭に設置する事業です。

対象者	要件	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内に住所を有し、かつ居住する者 ■ 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていないこと。 ■ 使用状況の調査に協力できること。 ■ 町税等を滞納していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 悪臭、害虫等が容器外部に発散することのない構造及び材質のもの。 ■ 1世帯につき2台まで 	2/3以内	7,000円 (1台につき)

【申請手続き】

- (1) 購入する前に事前に補助金の申請を行う必要があります。
- (2) 登録販売店で購入する必要があります。[登録販売店(5/1現在): (株)山ス伊藤商店]
- (3) 次のものを持参のうえ、役場住民課生活環境係で補助金の申請手続きを行ってください。
 - ① 印鑑
 - ② 登録販売店からの見積書
 - ③ 商品のカタログ
- (4) 年度内(3月末)に納品できるものが対象になります。予算の範囲で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。

***** 裏面もご覧ください。 *****

ごみステーション整備 【ごみステーション整備事業】

家庭から排出される一般廃棄物を一時的に集積しておくために必要な鉄かご(ごみステーション)を設置する事業です。

対象者	要件	補助率	限度額
<p>■行政区、町内会、その他町長が認める団体であること。</p> <p>■既設の鉄かごの更新においては、過去7年以内に、この補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>■町の基本仕様に準じるもの</p> <p>◎犬、猫、鳥等によるごみの飛散を防止できる構造で、容易に劣化しない材質のもの。</p> <p>◎ごみの搬入又は搬出が容易にできる構造のもの。</p> <p>◎登録販売店に製作を依頼し、購入したもの。</p>	2/3以内	50,000円 (1基につき)

【申請手続き】

- 購入する前に事前に補助金の申請を行う必要があります。
- 登録販売店に製作を依頼し購入する必要があります。[登録販売店(5/1現在):青柳鉄工所、石川鉄工場]
- 詳細につきましては、役場住民課生活環境係までお問い合わせください。
- 年度内(3月末)に納品できるものが対象になります。予算の範囲で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。



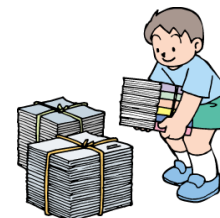
資源物集団回収 【資源物集団回収事業】

町内の営利を目的としない団体が、家庭から排出される資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す事業です。

対象者	要件	補助率	限度額
行政区、町内会、子ども会、その他町長が認める団体	資源物回収業者に引き渡した資源物(古紙類、金属類、ビン類等)	3円/1kg	30,000円 (1団体当たり1年度内につき)

【申請手続き】

- 事業実施後に補助金の申請を行ってください。
※申請には、実施状況の写真が必要です。事前に忘れずに撮影を行ってください。
- 申請には次のものがが必要です。様式などは役場住民課生活環境係に備え付けてありますので、事前にお問い合わせください。
 - ① 印鑑
 - ② 事業明細書
 - ③ 資源物回収証明書(業者発行)
 - ④ 写真等(資源物集団回収事業実施状況)
 - ⑤ 実施団体の会則、年間事業計画
- 年度内(3月末)に完了できるものが対象になります。予算の範囲で補助を行いますので、年度末など予算の都合により補助できない場合があります。



【お問い合わせ先】

〒061-0592
月形町1219番地
月形町役場 住民課生活環境係
TEL 0126-53-2323

みんなでごみの減量化に取り組みましょう!

***** 裏面もご覧ください。 *****